

市第 144 号議案 横浜市知的障害者生活介護型施設条例等の一部改正

1 提案理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 6 月 3 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されます。

これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を引用している関係条例の項ずれが生じることから、関係条例を一部改正します。

2 改正が必要な条例（全 4 条例）

- (1) 横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号）
- (2) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月横浜市条例第 21 号）
- (3) 横浜市総合保健医療センター条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号）
- (4) 横浜市火災予防条例（昭和 48 年 12 月横浜市条例第 70 号）

3 条例の施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日

4 項ずれの内容

障害者総合支援法第 5 条には、第 1 項から第 26 項まで本法律上の用語の定義が記載されています。このたび、法改正により新たに第 15 項として「就労定着支援」、第 16 項として「自立生活援助」が挿入されました。これによって、従前の第 5 条第 15 項以降が 2 項ずつ繰り下がります。

なお、新たに追加される「就労定着支援」、「自立生活援助」については、その基準を本市の条例「横浜市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 64 号）」で定めることとなりますが、1 月 18 日に公布された厚生労働省令を踏まえて改正するため、追加議案として提案予定です。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例「新旧対照表」

現行	改正案
<p>○横浜市知的障害者生活介護型施設条例 平成 15 年 3 月 25 日 条例第 16 号</p> <p>第 1 条から第 10 条 (省略) (知的障害者福祉ホーム等)</p> <p>第 11 条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法第 5 条第 26 項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。</p> <p>2 (以下省略)</p>	<p>○横浜市知的障害者生活介護型施設条例 平成 15 年 3 月 25 日 条例第 16 号</p> <p>第 1 条から第 10 条 (省略) (知的障害者福祉ホーム等)</p> <p>第 11 条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。</p> <p>2 (以下省略)</p>

横浜市精神障害者生活支援センター条例「新旧対照表」

現行	改正案
<p>○横浜市精神障害者生活支援センター条例 平成 11 年 3 月 25 日 条例第 21 号</p> <p>第 1 条から第 7 条 (省略) (利用料金)</p> <p>第 8 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第 5 条第16項</u>に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第 3 項の規定により定められた費用の額、<u>法第 5 条第16項</u>に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第 2 項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2) (以下省略)</p>	<p>○横浜市精神障害者生活支援センター条例 平成 11 年 3 月 25 日 条例第 21 号</p> <p>第 1 条から第 7 条 (省略) (利用料金)</p> <p>第 8 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第 5 条第18項</u>に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第 3 項の規定により定められた費用の額、<u>法第 5 条第18項</u>に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第 2 項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2) (以下省略)</p>

横浜市総合保健医療センター条例「新旧対照表」

現行	改正案
<p>○横浜市総合保健医療センター条例 平成4年3月31日 条例第25号</p> <p>第1条から第8条 (省略) (利用料金)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)の1 (省略)</p> <p>(2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受ける場合、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受ける場合又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額並びに精神障害者生活支援施設において、<u>法第5条第16項</u>に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、<u>法第5条第16項</u>に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2)の3 (以下省略)</p>	<p>○横浜市総合保健医療センター条例 平成4年3月31日 条例第25号</p> <p>第1条から第8条 (省略) (利用料金)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)の1 (省略)</p> <p>(2)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受ける場合、自立訓練施設において同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受ける場合又は就労支援施設において同条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受ける場合は、法第29条第3項第1号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額並びに精神障害者生活支援施設において、<u>法第5条第18項</u>に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、<u>法第5条第18項</u>に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額</p> <p>(2)の3 (以下省略)</p>

横浜市火災予防条例「新旧対照表」

現行	改正案
<p>○横浜市火災予防条例</p> <p>昭和 48 年 12 月 25 日 条例第 70 号</p> <p>第 1 条から第 50 条 (省略)</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第 51 条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物 (主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分 (当該用途に供される部分及び次に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合に限る。)</p> <p>ア 令別表第 1 (6) 項ロに掲げる防火対象物</p> <p>イ 令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物のうち、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 15 項</u>に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)</p> <p>(3) (以下省略)</p>	<p>○横浜市火災予防条例</p> <p>昭和 48 年 12 月 25 日 条例第 70 号</p> <p>第 1 条から第 50 条 (省略)</p> <p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第 51 条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物 (主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分 (当該用途に供される部分及び次に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上の場合に限る。)</p> <p>ア 令別表第 1 (6) 項ロに掲げる防火対象物</p> <p>イ 令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物のうち、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) <u>第 5 条第 17 項</u>に規定する共同生活援助を行う施設その他これらに類するもの (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)</p> <p>(3) (以下省略)</p>